

📖 商務部、中国人民銀行による人民元建て直接投資
関連法規の公布について

2011年10月20日
第39号
企画部 調査課

今般、商務部および中国人民銀行は、域外投資家による中国国内への人民元建て直接投資に関する手続きなどを定めた以下の関連法規をそれぞれ公布・施行しました。

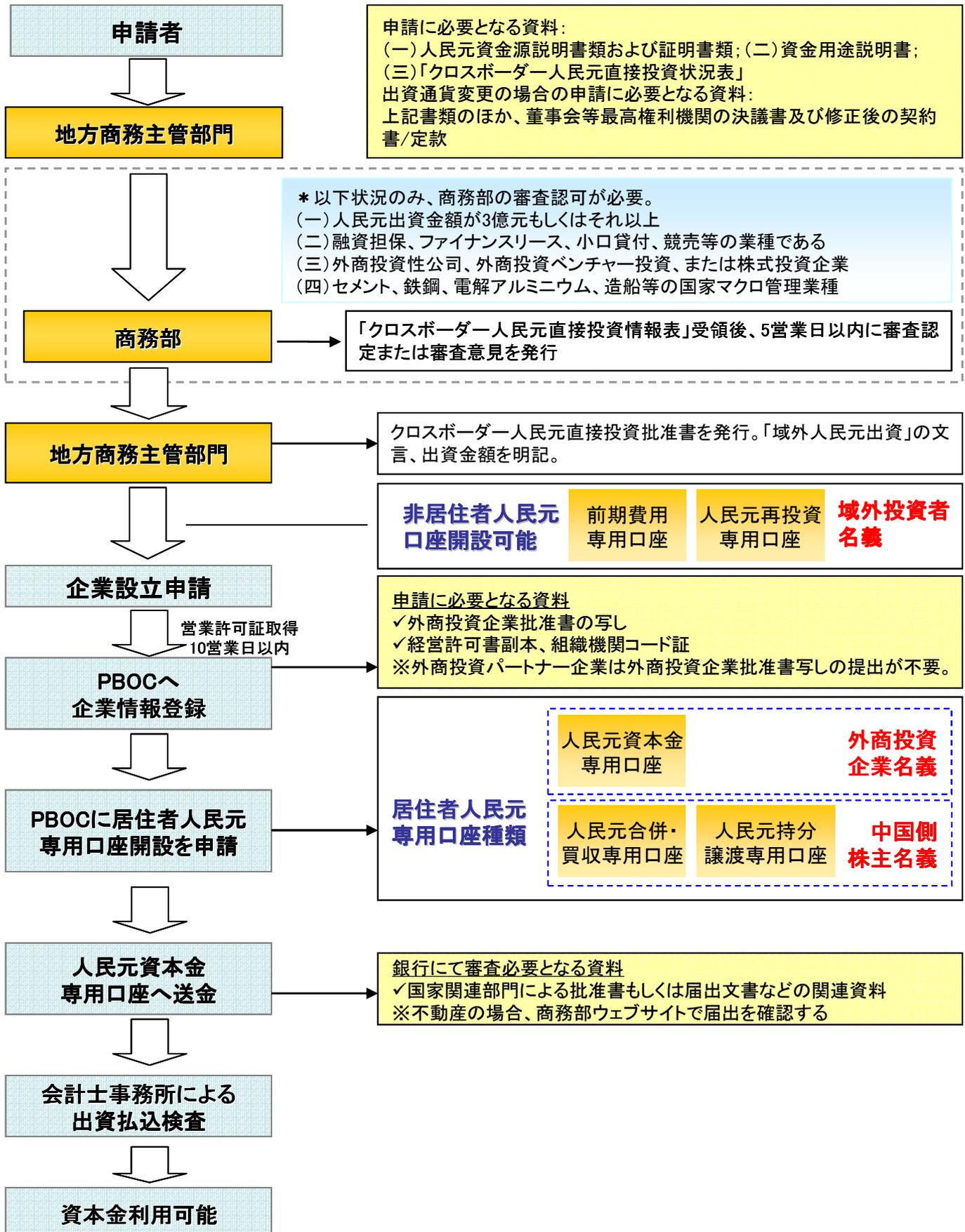
- ◇ 「クロスボーダー人民元直接投資関連問題に関する通知」(以下、「商務部通知」と略)
2011年10月12日付 商務部 商資函〔2011〕第889号
- ◇ 「外商直接投資人民元決済業務管理弁法」(以下、「人民銀行弁法」と略)
2011年10月13日付 中国人民銀行 公告〔2011〕第23号

外商投資企業の新設時や増資時の資本金払込みは、従来米ドルなどの外貨で行われてきましたが、外貨資本金の人民元への両替規制等を背景として為替リスクを抱えてしまうケースも多く、2009年7月の人民元国際貿易決済の試行開始以降、人民元建てでの直接投資資金の払込みを求める内外の声が強くなっていました。これを踏まえ、商務部や中国人民銀行、国家外貨管理局は、2011年1月以降暫定的な関連法規を施行することで、個別案件毎に人民元建て直接投資の試行を監督・管理してきましたが、今般の上述二法規の施行を受けて、域外からの人民元建ての直接投資は、これまでの個別試行段階から本格的な実行段階のステージに入ったと言えます。

今回の二法規では、域外投資者による人民元建ての直接投資に関して、「商務部通知」が主に投資に関する審査認可や投資資金の資金源や用途などを、「人民銀行弁法」が主に投資資金の受け皿口座の分別による管理方法などを定めています。具体的なイメージをつかんでいただくために、今回の二法規に基づき人民元建ての資本金で外商投資企業を設立する際に想定されるフローを次ページに簡単に纏めていますので、ご参照ください。

なお、今回の二法規に関する実務的な運用や人民元建て外債の具体的な取扱いのみならず、今回の二法規の施行を受けて国家外貨管理局が今後新たに関連法規を公布するかなど、引続き人民元建て直接投資取引については不透明な部分が残る点にご留意ください。今後関連情報入手次第、別途ご案内させていただきます。

【想定される人民元建て資金による外商投資企業設立フロー（イメージ図）】



「商务部通知」及び「人民銀行弁法」に基づき三菱東京UFJ銀行(中国)企画部調査課作成

以下では、今回の 2 法規の主な内容を紹介させていただきます。

【「商務部通知」の主要内容】

◆人民元建て直接投資の定義

人民元建て直接投資の定義については、域外投資者が域外で合法的に獲得した人民元で法律に基づき中国に直接投資活動を行うことを指す、と明記されました。具体的な直接投資活動については明記されていませんが、外商投資企業の新規設立や増資、域内企業の買収、外商投資合弁企業の中国側持分買取等の直接投資は含まれると考えられます。

◆人民元建て直接投資の資金源

人民元建て直接投資に使用する人民元は合法的なルートで取得した資金でなければならない、と明記されるとともに、合法的なルートで取得した資金についても下表の通り明記されました。

域内から取得した人民元	<ul style="list-style-type: none"> ✚ クロスボーダー貿易人民元決済 ✚ 中国域内で投資した外商投資企業から取得し、且つ域外に送金した人民元利益および持株譲渡、減資、清算、前倒しの投資回収によって得た人民元
域外で取得した人民元	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 域外で発行された人民元債券または株式上場等の方法で取得した人民元を含むが、これらに限らない

◆人民元建て直接投資資金の使用制限

人民元建てで直接投資された人民元資金について、以下の分野への使用が禁止されました。なお、商務部のホームページ上で 8 月に公表された「意見徴収稿」では、「国内借入の返済への利用は不可」との内容がありましたが、「商務部通知」では当該内容が削除されています。

<ul style="list-style-type: none"> ✚ 中国域内で直接的或いは間接的に、有価証券や金融デリバティブ商品の投資に利用してはならない ✚ 委託貸付に利用してはならない
--

◆人民元建て直接投資に関する審査手続

人民元建て直接投資のプロジェクトに関する審査認可部門は、外貨建ての直接投資のケースと同様、通常各級地方商務主管部門ですが、人民元建て直接投資の場合、その出資金額が 3 億元以上のケースや、外商投資性公司・外商投資ベンチャー企業等一部投資関連会社、セメント・鉄鋼等一部国家マクロ管理業種への投資の場合においては、各地商務主管部門を経由し、商務部の同意取得が必要とされています。

【「人民銀行弁法」の主要内容】

◆適用対象

銀行が外商直接投資人民元決済業務を取扱う際には「人民銀行弁法」が適用され、域外企業、経済組織等機構のみならず、個人の域外投資者による外商投資人民元決済業務にも「人民銀行弁法」が適用されます。

◆人民元事前関連費用専用預金口座

外商投資企業設立前の準備段階で必要となる設立準備費用については、域外投資者名義で、人民元事前関連費用専用預金口座を開設することができることと明記されました。また、銀行では、域外投資者が提出する以下の資料を審査した上で、域外投資者名義の人民元事前関連費用専用預金口座への送金を取り扱うことが可能とされています。

- | |
|--|
|  支払指示書 |
|  資金使用説明書 |
|  資金使用承諾書等 |

なお、外商投資企業の設立後の人民元事前関連費用専用預金口座内の残金は、人民元資金専用預金口座への振替え、または送金されたルートへの返却が義務付けられています。

◆人民元再投資専用預金口座

域外投資者が、利益配当、清算、減資、株式譲渡、前倒し出資回収等により取得した人民元を利用して域内で再投資を行う場合には、人民元再投資専用預金口座を開設できるとしています。また、銀行は、国家関連部門の審査認可または届出書類と納税証明の審査後、人民元資金の対外支払を行うとされています。

◆企業情報登記（中国人民銀行分支機構宛）

人民元建て直接投資を受けた外商投資企業（新規設立や合併・買収を含む）は、営業許可書受領後 10 営業日以内に、登録地の中国人民銀行分支機構に対して、以下の書類を提出して企業情報登録を行うことが要求されています。中国人民銀行分支機構では申請書類受領後 10 営業日以内に企業の情報登録手続を完成するとしています。

- | |
|--|
| (一) 外商投資企業批准書のコピー。
(二) 営業許可書副本、組織機関コード証。
(*) 外商投資パートナー企業は (一) の提出が不要 |
|--|

人民元建て直接投資に関する企業情報登記を行った外商投資企業において、名称・経営期間・出資方法・パートナーおよび合資合作方式などの基本情報の変更や、増資・減資・株式譲渡・交換合併・独立などの重大な変更が生じた場合には、工商行政管理部門での変更登録または届出後 15 営業日以内に、当該変更状況を登録地の中国人民銀行分支機構に報告することが要求されています。

◆各種専用口座の開設

人民元建て直接投資に係わる外商投資企業は、中国人民銀行への企業情報登記後、「中国人民元銀行決済口座管理弁法」などの銀行決済口座の管理規定に基づき、銀行に対して営業許可書等の資料提出の上、投資内容によって以下の専用口座の開設が要求されています。

専用口座の開設	専用口座の名義者	投資用途	使用制限
人民元資本金専用預金口座	外商投資企業	域外投資者が振替えた人民元登録資本または人民元出資払込資金の預入	現金の支払・受取業務は不可。
人民元買収・合併専用預金口座	中資側株主	域外投資者が人民元で域内企業を買収・合併して外商投資企業を設立する場合	
人民元出資持分譲渡専用預金口座	中資側株主	域外投資者が人民元によって外商投資企業の中国側出資者に対し支払う、出資持分譲渡の対価	

◆人民元建て直接投資資金の専用口座へ送金

上記の専用口座を開設した後、域外投資者からの人民元建て投資資金の払込みが可能となります。外商投資企業では、国家関連部門の審査認可または届出書類等の関連資料の銀行宛提出が求められるとともに、専用口座に入金した人民元建て直接投資資金は、会計事務所による出資検査手続後に初めて払い出しが可能となります。詳細は下表の通りです。

手続	要求
人民元建て直接投資資金の専用口座への送金	銀行への提出資料：国家関連部門の審査認可または届出書類等関連資料
出資検査手続	域外投資者が払い込んだ登録資本、出資及び持分譲渡人民元資金の実際の受取状況について、外商投資企業は会計事務所に委託し、会計士事務所が口座開設銀行に照会を行った後、出資検査報告を発行できる
専用口座から人民元資金の支払	銀行は外商投資企業が合法的に人民元資本金の使用を監督管理し、人民元資本金専用預金口座を通じた資金支払業務に対し審査を行う

	 銀行は出資検査手続きが完了していない人民元資金専用預金口座の人民元資金の対外支払業務を行ってはならない
--	---

◆人民元利益など域外への送金

域外投資者が、外商投資企業設立後に取得した人民元利益の域外への送金、域外投資者が出資の減少、株式譲渡、清算、前倒しの投資回収などで取得した人民元資金を域外に送金する場合には、以下の資料を持参して直接銀行で関連送金手続きを取り扱うことが認められています。

域外への送金項目	必要な資料
人民元利益の域外への送金	 利益処置決議  納税証明
減資、株式譲渡、清算、投資前倒し回収などにより取得した人民元の域外への送金	 国家関連部門の批准書もしくは備案書類  納税証明

◆人民元外債関連

「人民銀行弁法」では、外商投資企業による域外株主、グループ関連企業及び域外金融機構からの人民元借入も認めています。人民元建て外債と外貨建て外債を合算して借入総額を計算することを要求しています。

この人民元建て外債が「投注差」¹管理の対象となるかどうかの明記はありませんが、運用面では外貨建て外債と合算して「投注差」管理が行われるものと考えられます。

人民元外債に係わる専用口座開設、使用及び返済についての要求は下表の通りです。

専用口座開設	域外から借り入れる人民元資金の預入専用の人民元普通預金口座を開設
人民元借入資金の使用	銀行に対して以下の資料の提出が必要：  支払指示書  資金用途証明等
人民元借入資金の返済	銀行に対して以下の資料の提出が必要：  借入契約書  支払指示書  納税証明等

以 上

¹ 「投注差」＝投資総額－登録資本金。

<参考資料>

【クロスボーダー人民元決済試行の政策調整経緯】

公布日	文件名	主要内容
2009 年 7 月 1 日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」(中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第 10 号)	中国域内のパイロット地域(上海、広州、深圳、東莞、珠海)所在のパイロット企業と香港・マカオ、アセアンの企業との間に貿易決済を直接人民元で行うことを認可。
2009 年 7 月 3 日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則」(銀発[2009]212 号 中国人民銀行公布)	
2010 年 6 月 17 日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」(銀発[2010]186 号 中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 銀監会連名公布)	中国域内のパイロット地域は 20 地域(省、自治区、直轄市)まで拡大し、域外取引相手の所在国・地域の制限を撤廃し、更に取引対象をすべての経常項目まで拡大した。
2010 年 9 月 18 日	2010 年 9 月 2 日付「域外機構の域内人民元銀行決済口座管理弁法」(銀発[2010]249 号 中国人民銀行公布)	パイロット地域のみならず、全国範囲で域外機構の域内人民元銀行口座の開設が可能となった。当該口座はクロスボーダー人民元業務のみ使用可。
2011 年 1 月 6 日	「域外直接投資人民元決済試行管理弁法」(中国人民銀行公告[2010]第 1 号 中国人民銀行公布)	許可を取得した域内機構の人民元対外直接投資が認められており、申請手続、投資利益の国内への送金、増資、減資、株主譲渡、清算等関連人民元収支等について規定している。
2011 年 2 月 25 日	「外商投資管理工作の関連問題に関する通知」(商資函[2011]72 号 商務部公布)	域外投資者がクロスボーダー貿易決済または他の合法ルートで取得した人民元で対内投資(企業の新設、既存企業の増資、域内企業の合併・買収、域内企業への融資等)を申請する際の関連手続について規定した。
2011 年 4 月 7 日	「国家外貨管理局総司によるクロスボーダー人民元資本項目業務操作関連問題を規範化することに関する通知」(匯総発[2011]38 号 国家外貨管理局公布)	人民元域外直接投資業務(ODI in RMB)、人民元外商投資業務(FDI in RMB)関連手続、人民元域内企業の域外貸出業務、クロスボーダー人民元対外(偶発)債務(人民元外債と人民元対外担保)、クロスボーダー人民元証券項目下関連業務操作関連事項の明確化。
2011 年 6 月 8 日	「クロスボーダー人民元業務関連問題の通知」(銀発[2011]145 号 中国人民銀行公布)	個別案件で対内直接投資の申請手続を明文化、クロスボーダー人民元決済に係わる人民元為替売買業務の管理を強化、関連業務オペレーション事項を更に明確化。
2011 年 8 月 24 日	「クロスボーダー人民元決済地域拡大についての通知」	クロスボーダー人民元決済地域が正式に全国範囲に拡大。
2011 年 10 月 12 日	「クロスボーダー人民元直接投資関連問題に関する通知」(商資函[2011]889 号 商務部公布)	資本項目に係わる商務主管部門管轄範囲での人民元FDI関連手続を明確化。
2011 年 10 月 13 日	「外商直接投資人民元直接決済業務管理弁法」(人民銀行公告(2011)第 23 号 中国人民銀行公布)	人民元FDI関連商務部審査認可手続完了後、中国人民銀行の管轄範囲に属する関連専用口座開設、被仕向け送金及び仕向け送金等手続を明確化。

以下は中国語原文と日本語仮訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p>商务部关于跨境人民币直接投资有关问题的通知</p> <p>【发布单位】中华人民共和国商务部 【发布文号】商资函[2011]第 889 号 【发布日期】2011-10-12</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团及哈尔滨、长春、沈阳、济南、南京、杭州、广州、武汉、成都、西安商务主管部门，国家级经济技术开发区、边境经济合作区：</p> <p>为适应新形势发展，促进投资便利化，进一步做好利用外资工作，根据外商投资法律法规等有关规定，现就跨境人民币直接投资的有关事宜通知如下：</p> <p>一、本通知所称“跨境人民币直接投资”是指外国投资者以合法获得的境外人民币依法来华开展直接投资活动。</p> <p>二、本通知所称境外人民币是指： （一）外国投资者通过跨境贸易人民币结算取得的人民币，以及从中国境内依法取得并汇出境外的人民币利润和转股、减资、清算、先行回收投资所得人民币； （二）外国投资者在境外通过合法渠道取得的人民币，包括但不限于通过境外发行人民币债券、发行人民币股票等方式取得的人民币。</p> <p>三、跨境人民币直接投资及所投资外商投资企业的再投资应当符合外商投资法律法规及有关规定的要求，遵守国家外商投资产业政策、外资并购安全审查、反垄断审查的有关规定。</p>	<p>商務部によるクロスボーダー人民元直接投資関連問題に関する通知</p> <p>【公布单位】中華人民共和國商務部 【公布文号】商資函 [2011]第 889 号 【發布日付】2011-10-12</p> <p>各省、自治区、直辖市、計划単列市、新疆生產建設兵団及びハルビン、長春、瀋陽、濟南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安商務主管部門、國家級經濟技術開發区、辺境經濟合作区</p> <p>新たな情勢の変化に適應し、投資利便化を促進し、外資業務をより良く行うため、外商投資の法律法規等関連規定に基づき、クロスボーダー直接投資の関連事項について以下のように通知する。</p> <p>一、本通知で言うところの「クロスボーダー人民元直接投資」とは、外国投資者が合法的に獲得した域外人民元を以って法に基づき中国で直接投資活動を行うことを指す。</p> <p>二、本通知で言うところの域外人民元とは、 （一）外国投資者がクロスボーダー人民元決済で取得した人民元、及び中国域内で法律に基づき取得し、且つ域外に送金した人民元利益および持株譲渡、減資、清算、前倒しの投資回収で取得した人民元。 （二）外国投資者が域外で合法的ルートで取得した人民元であり、域外で発行された人民元債券または人民元建て株式の発行等の方法で取得した人民元を含み、且つこれらに限らない。</p> <p>三、クロスボーダー人民元直接投資及び投資先の外商投資企業による再投資は、外商投資法律法規および関連規定の要求に従い、国の外商投資産業政策、外資による合併・買収にかかわる安全審査、独占禁止審査の関連規定を遵守しな</p>

<p>四、跨境人民币直接投资在中国境内不得直接或间接用于投资有价证券和金融衍生品（除本通知第十一条规定外），以及用于委托贷款。</p> <p>五、各级商务主管部门按照现行外商投资审批管理规范和权限审批跨境人民币直接投资。投资者或外商投资企业除按照外商投资法律法规及有关規定提交相关文件外，还应向商务主管部门提交下列文件：</p> <p>（一）人民币资金来源证明或说明文件； （二）资金用途说明； （三）《跨境人民币直接投资情况表》。</p> <p>跨境人民币直接投资中将原出资币种由外币变更为人民币的，需同时报请商务主管部门批准，除上述材料外，还需提供董事会等企业最高权力机构的决议、修改后的合同/章程（或修改协议）。</p> <p>六、地方商务主管部门应将《跨境人民币直接投资情况表》录入外商投资审批管理系统，对属于以下情形的跨境人民币直接投资，由省级商务主管部门在《跨境人民币直接投资情况表》上签章后，报商务部审核。</p> <p>（一）人民币出资金额达 3 亿或 3 亿元人民币以上； （二）融资担保、融资租赁、小额贷款、拍卖等行业； （三）外商投资性公司、外商投资创业投资或股权投资企业； （四）水泥、钢铁、电解铝、造船等国家宏观调控行业。</p>	<p>なければならない。</p> <p>四、クロスボーダー人民元直接投資は、中国域内で直接的または間接的に、有価証券や金融デリバティブ商品（本通知第十一条に規定するものを除く）の投資、及び委託貸付に利用してはならない。</p> <p>五、各級の商務主管部門は、現行の外商投資審査許可管理規定と権限に基づき、クロスボーダー人民元直接投資を審査・認可する。投資者または企業は、外商投資法律法規および関連規定が定めた関連書類の他、商務主管部門に下記書類も提出しなければならない。</p> <p>（一）人民元資金源証明書または説明書 （二）資金用途説明書 （三）「クロスボーダー人民元直接投資状況表」</p> <p>クロスボーダー人民元直接投資は、もとの出資通貨種類を外貨から人民元へ変更する場合、同時に商務主管部門の認可を取得しなければならない。上述資料のほか、董事会等の最高権力機関の決議書および修正後の契約書/定款（もしくは修正協議書）を提出しなければならない。</p> <p>六、地方の商務主管部門は、「クロスボーダー人民元直接投資状況表」を外商投資審査・認可システムに入力しなければならず、以下の状況に当てはまるクロスボーダー人民元直接投資に対して、省級商務主管部門は「クロスボーダー人民元直接投資状況表」にサイン、捺印した後、商務部へ送付して審査を申請する。</p> <p>（一）人民元出資金額が 3 億元もしくはそれ以上である場合 （二）融資担保、ファイナンスリース、小口貸付、競売等の業種である場合 （三）外商投資性公司、外商投資ベンチャー投資、または持分投資企業である場合 （四）セメント、鉄鋼、電解アルミニウム、造船等の国のマクロコントロール関係業種</p>
--	---

七、商务部收到省级商务主管部门报送的《跨境人民币直接投资情况表》后，在 5 个工作日内完成审核或提出审核意见。通过审核的，地方商务主管部门可出具批复，颁发外商投资企业批准证书。

八、各级商务主管部门在跨境人民币直接投资批复中应写明“境外人民币出资”字样、出资金额及本通知第四条要求，在外商投资企业批准证书备注栏中应加注“境外人民币出资”字样及人民币出资金额。

九、各级商务主管部门应将跨境人民币直接投资批复文件及时抄送同级人民银行、海关、税务、工商、外汇等部门。

十、跨境人民币直接投资房地产业应按照现行外商投资房地产审批、备案管理规定执行。通过备案的，将在商务部网站（www.mofcom.gov.cn 外资司子站“结果公开”栏目）上予以公示，外商投资企业凭商务部网站公示信息（登录网站查看）、商务主管部门批复文件、外商投资企业批准证书按照有关管理规定办理相关手续。

十一、外国投资者使用合法获得的境外人民币参与境内上市公司定向发行、协议转让股票的，应按照《外国投资者对上市公司战略投资管理办法》的要求向商务部办理相关审批手续。

十二、外国投资者以从中国境内所投资的外商投资企业获取但未汇出境外的人民币利润以及转股、减资、清算、先行回收投资所得人民币开展直接投资的，仍按照有关规定执行。

七、商務部は、省級商務主管部門から「クロスボーダー人民元直接投資情況表」の報告を受領して 5 営業日以内に、審査を完了、或いは審査意見を提出しなければならない。審査を通過した場合、地方商務主管部門は外商投資企業批准証書を発行する。

八、各級の商務主管部門は、クロスボーダー人民元直接投資の批准書に「域外人民元出資」の文言、出資金額、及び本通知第 4 条の要求を明記しなければならない。また、外商投資企業批准証書の備考欄にも、「域外人民元出資」の文言と人民元出資金額を追加注記しなければならない。

九、各級の商務主管部門は、クロスボーダー人民元直接投資の批准書類の写しを同級の人民銀行、税関、税務、工商、外為等部門に送付しなければならない。

十、クロスボーダー人民元の不動産業への直接投資は、現行の外商投資不動産の審査・認可、届出管理の規定に準じて執行する。届出手続完了の場合、商務部のウェブサイト（www.mofcom.gov.cn 外資司サブサイトの「結果公開」欄）で公表し、外商投資企業は商務部のウェブサイトの公表情報（ログインして閲覧）、商務主管部門の批准書類、外商投資企業批准証書を以って、関連規定に基づき関連手続を行う。

十一、外国投資者が合法的に取得した域外人民元で域内上場会社の第三者割当増資、株式協議譲渡に参加する場合、「外国投資者の上場会社への戦略投資管理弁法」に基づき、商務部に関連審査・認可手続を行わなければならない。

十二、外国投資者が、中国域内で投資した外商投資企業から取得したが域外に送金していない人民元利益、及び持株譲渡、減資、清算、先行回収した投資で取得した人民元で直接投資を行う場合、引き続き現行の関連法規に基づき

<p>十三、各级商务主管部门在外商投资联合年检时，对于跨境人民币直接投资的，应对照本通知第四条予以检查。</p> <p>十四、台湾、香港和澳门地区的投资者开展跨境人民币直接投资的，参照本通知办理。</p> <p>十五、关于跨境人民币直接投资的业务统计要求将另行通知。</p> <p>十六、本通知自下发之日起实施，此前商务部关于跨境人民币直接投资的规定与本通知不符的，以本通知为准。</p> <p>为推动跨境人民币直接投资规范健康发展，请各省级商务主管部门将本通知要求传达至本地区各级商务主管部门，并加强审批监管工作。在执行中如发现问题，请及时与商务部（外资司）联系，通报有关情况。</p> <p>附件：跨境人民币直接投资情况表</p> <p>中华人民共和国商务部 二〇一一年十月十二日</p>	<p>執行する。</p> <p>十三、各級の商務主管部門は、外商投資連合年度検査を行う際、クロスボーダー人民元直接投資に対して、本通知の第 4 条に照らして検査を行わなければならない。</p> <p>十四、台湾、香港、マカオ地区の投資者がクロスボーダー人民元直接投資を行う場合、本通知を参照して取り扱う。</p> <p>十五、クロスボーダー人民元直接投資業務の統計に関する要求は別途通知する。</p> <p>十六、本通知は公布日より施行する。これより以前の商務部のクロスボーダー人民元直接投資に関する規定が本通知と不一致の場合、本通知に準ずる。</p> <p>クロスボーダー人民元直接投資の規範的、健全な発展を推進するため、各省級の商務主管部門は、本通知の内容を当該地区の商務主管部門に伝達しなければならない。執行中に問題が発生した場合、商务部（外資司）に遅滞なく連絡し、関連情報を報告しなければならない。</p> <p>添付ファイル：クロスボーダー人民元直接投資状況表</p> <p>中華人民共和國商務部 二〇一一年十月十二日</p>
--	--

中国語原文	日本語仮訳
<p align="center">外商直接投資人民币結算業務管理辦法 中国人民銀行公告（2011）第 23 号</p>	<p align="center">外商直接投資人民币決済業務管理弁法 中国人民銀行公告（2011）第 23 号</p>
<p align="center">第一章 总 則</p>	<p align="center">第一章 総則</p>
<p>第一条 为扩大人民币在跨境贸易和投资中的使用范围，规范银行业金融机构（以下简称银行）办理外商直接投资人民币结算业务，根据《中华人民共和国中国人民银行法》、《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令（2003）第 5 号发布）等有关法律、行政法规、规章，制定本办法。</p>	<p>第一条 クロスボーダー貿易および投資における人民币の使用範囲を拡大し、銀行業金融機関（以下は「銀行」）における外商直接投資人民币決済業務を規範化するため、「中華人民共和国中国人民银行法」、「人民币銀行決済口座管理弁法」（中国人民银行令（2003）第 5 号公布）などの関連法律、行政法規、規定に基づき本弁法を制定する。</p>
<p>第二条 银行办理外商直接投资人民币结算业务，适用本办法。</p>	<p>第二条 銀行は、外商直接投資人民币決済業務を行う際、本弁法を適用する。</p>
<p>第三条 境外企业、经济组织或个人（以下简称境外投资者）以人民币来华投资应当遵守中华人民共和国外商直接投资法律规定。</p>	<p>第三条 域外企業、經濟組織もしくは個人（以下は「域外投資者」）が中国で人民币投資を行う場合は、中華人民共和国の外商直接投資法律・規定に従わなければならない。</p>
<p>第四条 中国人民银行根据本办法对外商直接投资人民币结算业务实施管理。</p>	<p>第四条 中国人民銀行は、本弁法に基づき外商直接投資人民币決済業務に対して管理を行う。</p>
<p align="center">第二章 业务办理</p>	<p align="center">第二章 業務取扱</p>
<p>第五条 境外投资者办理外商直接投资人民币结算业务，可以按照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》（银发〔2010〕249 号文印发）等银行结算账户管理规定，申请开立境外机构人民币银行结算账户。其中，与投资项目有关的人民币前期费用资金和通过利润分配、清算、减资、股权转让、先行回收投资等获得的用于境内再投资人民币资金应当按照专户专用原则，分别开立人民币前期费用专用存款账户和人民币再投资专用存款账户存放，账户不得办理现金收付业务。</p>	<p>第五条 域外投資者が外商直接投資人民币決済業務を行う際、「人民币銀行決済口座管理弁法」、「域外機関の人民币銀行決済口座管理弁法」（銀發〔2010〕249 号文印刷發行）などの銀行決済口座の管理規定に基づき、域外機関の人民币銀行決済口座開設を申請することができる。このうち、投資プロジェクトに関わる人民币の事前関連費用資金および利益配当、清算、減資、出資持分譲渡、出資の先行回収などにより取得した人民币で域内再投資を行う場合、専用口座で専門用途に使用する原則に従い、人民币事前関連費用専用預金口座と人民币再投資専用預金口座をそれぞれ開設し、当該口座は現金の受取・支払業務を取扱っ</p>

第六条 銀行应当在审核境外投资者提交的支付命令函、资金用途说明、资金使用承诺书等材料后，为其办理前期费用向境内人民币银行结算账户的支付。外商投资企业设立后，剩余前期费用应当转入按本办法第八条规定开立的人民币资本金专用存款账户或原路退回。

第七条 外商投资企业（含新设和并购）在领取营业执照后 10 个工作日内，应当向注册地中国人民银行分支机构提交以下材料，申请办理企业信息登记。

- （一）外商投资企业批准证书复印件；
- （二）营业执照副本、组织机构代码证。

外商投资合伙企业无需提交前述第（一）项材料。

外商投资企业注册地中国人民银行分支机构应当在收到申请材料之日起 10 个工作日内完成企业信息登记手续。

已登记外商投资企业发生名称、经营期限、出资方式、合作伙伴及合资合作方式等基本信息变更，或发生增资、减资、股权转让或置换、合并或分立等重大变更的，应当在经工商行政管理部门变更登记或备案后 15 个工作日内将上述变更情况报送注册地中国人民银行分支机构。

第八条 外商投资企业应当按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定，向银行提交营业执照等材料，申请开立人民币银行结算账户。其中，境外投资者汇入的人民币注册资本或缴付人民币出资应当按照专户专用原则，开立人民币资本金专用存款账户存放，该账户不得办理现金收付业务。

てはならない。

第六条 銀行は、域外投資者が提出した支払指示書、資金用途説明、资金使用承諾書などの資料の審査後、当該投資者のために域内人民元決済口座への事前関連費用の支払を取り扱うことができる。外商投資企業が設立された後、事前関連費用の残金は本弁法第 8 条規定に基づき、開設した人民元資本金専用預金口座に振り込むか、またはもとのルートで返金しなければならない。

第七条 外商投資企業（新規設立と合併・買収を含む）は、営業許可書を受領してから 10 営業日以内に、登記地の中国人民銀行の分支機構に、以下の書類を提出して企業情報登記の手続を申請しなければならない。

- （一）外商投資企業批准証書のコピー。
- （二）営業許可書副本、組織機関コード証。

外商投資パートナー企業は（一）を提出する必要はない。

外商投資企業登記地の中国人民銀行の分支機構は、申請資料を受領してから 10 営業日以内に企業情報登記手続を完了しなければならない。

すでに登記済みの外商投資企業は、名称、経営期限、出资方式、パートナーおよび合弁合作方式などの基本情報の変更、または増資、減資、出資持分譲渡や交換、合併もしくは分割などの重大な変更が生じた場合、工商行政管理部门にて変更登記または届出の完了後 15 営業日以内に当該変更状況を登記地の人民銀行分支機構に報告しなければならない。

第八条 外商投資企業は、「人民元銀行決済口座管理弁法」等の銀行決済口座の管理規定に基づき、銀行へ営業許可書等の資料を提出し、人民元銀行決済口座の開設を申請する。このうち、域外投資者が振り込んだ人民元登録資本金もしくは人民元出資払込資金は専用口座で専門用途に使用する原則に従い、人民元資本金の専用預金口座を開設して預け入れなければならない。当該口座

境外投资者以人民币并购境内企业设立外商投资企业的，被并购境内企业的中方股东应当按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定，申请开立人民币并购专用存款账户，专门用于存放境外投资者汇入的人民币并购资金，该账户不得办理现金收付业务。

境外投资者以人民币向境内外商投资企业的中方股东支付股权转让对价款的，中方股东应当按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定，申请开立人民币股权转让专用存款账户，专门用于存放境外投资者汇入的人民币股权转让对价款，该账户不得办理现金收付业务。

第九条 境外投资者在办理境外人民币投资资金汇入业务时，应当向银行提交国家有关部门的批准或备案文件等有关材料。银行应当进行认真审核，可以登入人民币跨境收付信息管理系统查询有关信息。

对于房地产业外商投资企业办理外商直接投资人民币资本金汇入业务时，银行还需登陆商务部网站，验证该企业是否通过商务部备案。

第十条 外商投资企业应当根据有关规定，委托会计师事务所对境外投资者缴付的注册资本、出资和股权收购人民币资金的实收情况进行验资询证。会计师事务所在向账户开户银行进行询证后，可以出具验资报告。

开户银行应当积极配合会计师事务所的工作，在收到银行询证函之后，认真核对有关数据资

是现金的受取・支払業務を取扱ってはならない。

域外投資者が人民元で域内企業を買収・合併して外商投資企業を設立する場合、買収・合併対象となる域内企業の中国側株主は、「人民元銀行決済口座管理弁法」などの銀行決済口座の管理規定に基づき、人民元買収・合併専用口座の開設を申請し、域外投資者により振り込まれた人民元の合併・買収資金の預け入れ専用としなければならない。当該口座は現金の受取・支払業務を取扱ってはならない。

域外投資者が人民元で域内外商投資企業の中国側株主に出資持分譲渡の対価資金を支払う場合、中国側株主は「人民元銀行決済口座管理弁法」などの銀行決済口座管理規定に基づき、人民元出資持分譲渡専用預金口座の開設を申請し、域外投資者により振り込まれた人民元の出資持分譲渡対価資金の預け入れ専用としなければならない。当該口座は現金の受取・支払業務を取扱ってはならない。

第九条 域外投資者が域外の人民元投資資金の送金を行う場合、銀行に国の関係部門の批准または届出書類等関連資料を提出しなければならない。銀行は審査を真剣に実施しなければならない。銀行は人民元クロスボーダー受取支払情報管理システムにログインし、関連情報を検索ことができる。

不動産業の外商投資企業が外商直接投資に関わる人民元資本金の振り込み業務を行う場合、銀行は商务部ウェブサイトログインし、当該企業が商务部に届出済みか検証しなければならない。

第十条 外商投資企業は関連規定に基づき、会計士事務所に委託し、域外投資者の払い込んだ登録資本金、出資及び持分買収人民元資金の実際の受取状況について照会を行わなければならない。会計士事務所は口座開設銀行に照会を行った後、出資検査報告を発行することができる。

口座開設銀行は積極的に会計士事務所に協力し、銀行照会書を受け取った後、関連データ資料

料，明确签署意见，加盖对外具有法定证明效力的业务专用章，并在收到询证函之日起 5 个工作日内回函。

第十一条 银行应当依据相关外商直接投资业务管理规定，监督外商投资企业依法使用人民币资本金，审查通过人民币资本金专用存款账户办理的资金支付业务。银行不得为未完成验资手续的人民币资本金专用存款账户办理人民币资金对外支付业务。

第十二条 境外投资者将其所得的人民币利润汇出境内的，银行在审核外商投资企业有关利润处置决议及纳税证明等有关材料后可直接办理。

第十三条 境外投资者将因减资、转股、清算、先行回收投资等所得人民币资金汇出境内的，银行应当在审核国家有关部门的批准或备案文件和纳税证明后为其办理人民币资金汇出手续。

第十四条 境外投资者将因人民币利润分配、先行回收投资、清算、减资、股权转让等所得人民币资金用于境内再投资或增加注册资本的，境外投资者可以将人民币资金存入人民币再投资专用存款账户，按照本办法办理有关结算业务。银行应当在审核国家有关部门的核准或备案文件和纳税证明后办理人民币资金对外支付。

第十五条 外商投资性公司、外商投资创业投资企业、外商股权投资企业和以投资为主要业务的外商投资合伙企业在境内依法以人民币开展投资业务的，其所投资企业应当按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定，申请开立人民币资本金专用存款账户，专门用于存放人民币注册资本或出资资金

を真剣に照合し、意見を明確に記述し、法定証明効力のある専用の法人印を捺印後、照会書受領日より 5 営業日以内に回答書を返信しなければならない。

第十一条 銀行は関連の外商直接投資業務管理規定に基づき、外商投資企業による合法的な人民元資本金の使用を監督管理し、人民元資本金専用預金口座を通じた資金支払業務に対し審査を行わなければならない。銀行は出資検査手続が完了していない人民元資本金専用預金口座に対して人民元資金の対外支払業務を取り扱ってはならない。

第十二条 域外投資者が取得した人民元利益を域内から対外送金する場合、銀行は外商投資企業の利益処分決議及び納税証明など関連資料を審査後、直接手続することができる。

第十三条 域外投資者が減資、持分譲渡、清算、先行投資回収などで取得した人民元資金を域内から対外送金する場合、銀行は国の関連部門の審査認可または届出書類と納税証明の審査後、人民元資金の対外送金手続を行わなければならない。

第十四条 域外投資者が人民元利益配当、先行投資回収、清算、減資、持分譲渡などで取得した人民元資金を域内で再投資または登録資本の増加に使用する場合、域外投資者は人民元資金を人民元再投資専用預金口座に預け入れ、本弁法に基づき関連決済業務を行うことができる。銀行は国の関連部門の審査認可または届出書類と納税証明の審査後、人民元資金の対外支払いを行わなければならない。

第十五条 外商投資性公司、外商投資ベンチャー企業、外商持分投資企業と投資を主要業務とする外商投資パートナー企業が域内で合法的に人民元投資業務を展開する場合、その投資先企業は「人民元銀行決済口座管理弁法」などの銀行決済口座管理規定に基づき、人民元資金専用預金口座の開設を申請し、人民元登録資本金または出資資

并办理相关资金结算业务，该账户不得办理现金收付业务。

第十六条 境外投资者同时使用人民币资金和外汇资金出资的，银行应当按照本办法办理人民币资金结算手续，按照外汇管理有关规定办理外汇资金结算手续。人民币与外币的折算汇率为注册验资日当日中国人民银行公布的人民币汇率中间价。

第十七条 外商投资企业向其境外股东、集团内关联企业和境外金融机构的人民币借款和外汇借款应当合并计算总规模。

第十八条 外商投资企业应当按照《人民币银行结算账户管理办法》第十二条规定，凭人民币借款合同，申请开立人民币一般存款账户，专门用于存放从境外借入的人民币资金。

第十九条 银行应当对外商投资企业人民币注册资本和人民币借款资金使用的真实性和合规性进行审查，监督外商投资企业依法使用人民币资金。在办理结算业务过程中，银行应当根据有关审慎监管规定，要求企业提供支付命令函、资金用途证明等材料，并进行认真审核。

第二十条 外商投资企业用人民币偿还境外人民币借款本息的，可以凭借款合同和支付命令函、纳税证明等材料直接到银行办理。

第三章 监督管理

第二十一条 银行应当认真履行信息报送义务，及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送依据本办法开立的境外机构

金の預け入れ専用とし、且つ関連資金決済業務を取り扱わなければならない。当該口座は現金の支払・受取業務を行ってはならない。

第十六条 域外投資者が同時に人民元資金と外貨資金で出資した場合、銀行は本弁法に基づき人民元資金決済の手續を行い、外貨管理関連規定に従い外貨資金決済手續を行わなければならない。人民元と外貨の換算為替レートは登録資本金出資検査日に中国人民銀行が公表する人民元為替レートの仲値を適用する。

第十七条 外商投資企業の、その域外の株主、グループ内の関連企業と域外金融機関からの人民元借入と外貨借入は合算して総規模で計算しなければならない。

第十八条 外商投資企業は「人民元銀行決済口座管理弁法」第十二条の規定に基づき、人民元借入契約に基づき、人民元一般預金口座の開設を申請し、域外から借入した人民元資金の預入専用として使用しなければならない。

第十九条 銀行は外商投資企業の人民元登録資本金と人民元借入資金の用途について真实性と合法性について審査し、外商投資企業の合法的な人民元資金の使用を監督管理する。決済業務を行うなかで、銀行はプルーデンス管理監督に関する規定に基づき、企業に対し支払指示書、資金用途の証明などの資料の提供を要求し、且つ真剣に審査しなければならない。

第二十条 外商投資企業は人民元で域外人民元借入の元金と利息を返済する場合、借入契約と支払指示書、納税証明などの資料に基づき銀行で直接取扱うことができる。

第三章 监督管理

第二十一条 銀行は情報報告義務を着実に履行し、本弁法に基づき開設した域外機関人民元銀行決済口座、人民元資本金専用預金口座、人民元合

人民币银行结算账户、人民币资本金专用存款账户、人民币并购专用存款账户、人民币股权转让专用存款账户和人民币一般存款账户的开立信息，以及通过上述账户办理的跨境和境内人民币资金收入和支付信息。

第二十二條 銀行应当按照《人民币银行结算账户管理办法》、《人民币银行结算账户管理办法实施细则》（银发〔2005〕16号文印发）和《境外机构人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定，为境外投资者、外商投资企业及其中方股东等存款人办理人民币银行结算账户业务。

第二十三條 在办理外商直接投资人民币结算业务时，银行和外商投资企业应当按照《国际收支统计申报办法》等有关规定办理国际收支申报。

第二十四條 銀行在办理外商直接投资人民币结算业务时，应当按照《中华人民共和国反洗钱法》和中国人民银行的有关规定，切实履行反洗钱和反恐融资义务，预防利用外商直接投资人民币结算进行洗钱、恐怖融资等违法犯罪活动。銀行应当收集境外投资者所在地的反洗钱和反恐融资信息，了解实际控制投资的自然人和投资真实受益人，评估投资的洗钱和恐怖融资风险，并采取适当的风险管理措施。

第二十五條 中国人民银行和有关部门建立必要的信息共享和管理机制，加大事后检查力度，有效监管外商直接投资人民币结算业务活动。

第二十六條 中国人民银行会同有关部门对

併・買収専用預金口座、人民币持分譲渡専用預金口座、人民币一般預金口座の開設情報、及び上述の口座を通じて取扱ったクロスボーダーと域内人民币資金収支情報を人民币クロスボーダー収支情報管理システムに遅滞なく、的確且つ完全に報告しなければならない。

第二十二條 銀行は「人民币銀行決済口座管理弁法」、「人民币銀行決済口座管理弁法実施細則」（銀發[2005]16号）及び「域外機関人民币銀行決済口座管理弁法」などの銀行決済口座管理規定に基づき、域外投資者、外商投資企業及び中国側株主などの預金者のために、人民币銀行決済口座業務を取扱わなければならない。

第二十三條 外商直接投資人民币決済業務を取扱う際、銀行と外商投資企業は「国際収支統計申告弁法」などの関連規定に基づき国際収支申告に関する手続を行わなければならない。

第二十四條 銀行は外商直接投資人民币決済業務を取扱う際、「中華人民共和国アンチ・マネー・ロンダリング法」と中国人民銀行の関連規定に基づき、アンチ・マネー・ロンダリング及びアンチ・テロリスト融資義務を着実に履行し、外商直接投資人民币決済を利用してマネー・ロンダリング、テロリスト融資などの違法犯罪活動を予防しなければならない。銀行は域外投資者所在地のアンチ・マネー・ロンダリングとアンチ・テロリスト融資に関連する情報を収集し、投資を実際に支配する自然人と投資の実際の受益者の状況を把握し、投資のマネー・ロンダリングとテロリスト融資のリスクを評価し、適切なリスク管理措置を取らなければならない。

第二十五條 中国人民銀行と関連部門は必要な情報共有と管理メカニズムを確立し、事後検査を強化し、外商直接投資人民币決済業務に対し有効に監督管理を行う。

第二十六條 中国人民銀行は関連部門と協力し

銀行、外商投资企业的外商直接投资人民币结算业务活动进行现场检查和非现场检查，以及资金使用的延伸检查，督促银行切实履行交易真实性审核、信息报送、反洗钱等职责。

第二十七条 銀行、外商投资企业违反本办法有关规定的，中国人民银行会同有关部门可以依法对其进行通报批评或处罚；情节严重的，可以暂停或禁止银行、外商投资企业继续开展跨境人民币业务。

第二十八条 銀行在办理外商直接投资人民币结算业务时违反有关审慎监管规定的，由有关部门依法进行处理；违反有关人民币银行账户和反洗钱、反恐融资等管理规定的，由中国人民银行依法进行处理。

第四章 附 则

第二十九条 本办法由中国人民银行负责解释。

第三十条 本办法自发布之日起施行。此前有关规定，与本办法不一致的，以本办法为准。

て、銀行、外商投資企業の外商直接投資人民元決済業務活動に対して、オンサイトとオフサイト検査を行い、また、資金の利用も延長検査する。銀行が取引の真実性審査、情報報告、アンチ・マネー・ロンダリングなどの職責を着実に履行することを促す。

第二十七条 銀行、外商投資企業が本弁法の関連規定に違反した場合、中国人民銀行と関連部門は法律に基づき、当該機関を通報批判または処罰することができる。重大な違法行為の場合、銀行と外商投資企業がクロスボーダー人民元業務を継続して実施することを一時停止または禁止することができる。

第二十八条 銀行が外商直接投資人民元決済業務を取扱う際、プルーデンス監督管理に関する規定に違反した場合、関連部門より法律に基づき処理する。人民元銀行決済口座及びアンチ・マネー・ロンダリング、アンチ・テロリスト融資など関連する管理規定に違反した場合、中国人民銀行が基づき処理する。

第四章 附 则

第二十九条 本弁法は、中国人民銀行が解釈の責任を行う。

第三十条 本弁法は公布日より実施する。従来の関連規定が本弁法と一致しない場合、本弁法に準ずる。

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233

上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250